

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年1月30日

広島県公安委員会

委員長 貝 原 潤 司

広島県公安委員会規則第1号

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び警察官駐在所の名称、位置及び所管区等に関する規則（昭和39年広島県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別表3 警察官駐在所の部広島県尾道警察署の款市警察官駐在所の項及び河内警察官駐在所の項を削り、同款に次のように加える。

御調警察官駐在所	尾道市御調町大田	尾道市のうち 御調町（市、江田、釜窪、平、貝ヶ原、高尾、神、花尻、国守、白太、大蔵、中原、大町、岩根、本、三郎丸、綾目、公文、大原、大山田、下山田、千堂、山岡、丸門田、丸河南、徳永、大田、植野、今田、福井、野間、津蟹）
----------	----------	--

別表備考中「平成25年11月25日」を「平成26年2月1日」に改める。

附 則

この公安委員会規則は、平成26年2月1日から施行する。